

業務委託基本契約書(準委任の例)

〇〇〇〇〇(以下「甲」という)と□□□□(以下「乙」という)は、以下のとおり合意する。

第1条(業務の委託)

1. 甲は、別途個別契約書をもって依頼する業務(以下、「本件業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 本件業務に関する委託金額、期間その他の条件については、前項の個別契約書を以って定める。

第2条(再委託の禁止)

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本件業務を第三者に再委託してはならない。

第3条(資料の取扱)

乙は、本件業務の遂行に際し、甲より資料を貸与、提供されたときは、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとし、また、本契約の履行のために必要な範囲を超えて、これを使用してはならない。

第4条(乙の義務)

乙は、△△△△△に関する、受託者として通常求められる専門知識及びノウハウに基づき、善良な管理者の注意をもって、本件業務を行う。

第5条(責任者の選任)

1. 甲及び乙は、本件業務の適切な遂行に資するため、それぞれ実施責任者を選任する。
2. 甲及び乙は、本契約及び個別契約に定めた事項の他、相手方からの要請等の受理及び相手方への依頼、連絡、確認等については、実施責任者または実施責任者が指定する従事者を通じて行うものとする。

第6条（保証等）

1. 乙は本契約を締結し、履行する正当な権限を有していることを表明し、保証する。また、乙は、本契約の締結及び履行が、何らの法令にも違反せず、かつ、いかなる第三者の著作権、商標権その他いかなる権利をも侵害しないことを表明し、保証する。
2. 前項の表明保証の内容が正確もしくは真実でないことが判明した場合、または乙による本契約の履行に関し第三者より苦情その他の異議申し立てがあった場合、乙は、自己の責任と負担においてこれを解決するものとする。
3. 前項において、当該第三者より甲に対して、権利に対する対価もしくは損害賠償を求められ、その支払をもって解決をする場合、乙はその額を補填するものとする。また、差止め請求等により、本契約の目的の履行の遅延、不能が発生した場合には、その損害を賠償する。

第7条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、□□□□年□月□日より□年間とする。契約満了の日の□ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し入れが無い限り、自動的に□年間継続するものとし、その後も同様とする。
2. 本契約が終了した場合であっても、本契約終了時において有効に存続する個別契約書があるときは、当該個別契約の有効期間中、本契約がなお有効に適用される。

第8条（委託料等の支払い）※月額固定・タイムチャージ等の場合を想定

1. 乙は、委託業務の対価として個別契約に定める委託料を、毎月末で締め切り、翌月初□営業日以内に甲に対して請求書を発行するものとし、甲は、請求書を受領した当月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
2. 個別契約に定める本件業務実施の対価には、本件業務の作業場所である甲の事務所までの交通費が含まれるものとする。但し、甲の求めにより、甲の事務所以外の場所へ移動する場合の交通費に関し、乙は実費を別途請求できるものとし、かかる場合の支払いは前項と同様とする。

第9条（反社会的勢力との関係断絶）

1. 甲及び乙は、自己及び自己の役職員並びに本件委託業務に従事する者が、暴力団、暴力団一般的な例を示したものであり、契約の具体的内容・条件は個別の案件毎に異なります。また、内容について正確性を保証するものではありません。

員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明及び保証する。

2. 甲及び乙は、甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはならない。
3. 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合であっても、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
4. 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責任を負わない。

第 10 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、秘密である旨を表示して相手方より開示された情報（以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならず、本契約の履行のために必要な範囲を超えて使用し、または複製してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に受領者が保有していた情報
 - (3) 相手方から開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報
 - (4) 受領者が相手方の秘密情報に依拠することなく、独自に開発、作成した情報
 - (5) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
3. 第 1 項の定めにかかわらず、甲及び乙は、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役職員ならびに弁護士、公認会計士及び税理士その他法令に基づき守秘義務を負う専門家に対して、相手方より開示された秘密情報を開示することができる。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、裁判所、行政当局その他の公的機関、証券取引所等より、正当な法令または規則に基づき必要とされた場合には、その必要の限りで秘密情報を開示することができる。この場合においても必要最小限度の開示にとどめるよう努めるものとする。

5. 甲は、第三者から受託した業務を本契約により乙に再委託する場合には、乙の承認を得ることにより、乙の秘密情報を当該第三者に開示することができる。
6. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合には、秘密情報を直ちに相手方に返還し、または相手方の指示に従って破棄若しくは消去しなければならない。
7. 本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続する。
8. 本契約の締結より前に、甲及び乙の間で秘密保持契約が締結されており、かつ、規定に矛盾抵触がある場合には、本契約の効力が優先する。

第 11 条（解除条項）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に通知することにより、本契約または個別契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。
 - (1) 本契約または個別契約に違反し、相手方より相当の期間を定めてなした催告があったにもかかわらずこれを是正しないとき、または本契約に定める表明保証の内容が正確若しくは真実でないことが判明したとき
 - (2) 監督官庁より営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立があったとき、その他信用を著しく損なう事情があったとき
 - (4) 解散したとき（合併による場合を除く）、清算開始となったとき、または事業の全部を第三者に譲渡したとき
 - (5) 手形交換所の不渡り処分を受けたとき、または、支払停止、支払不能等の状態に至ったとき
 - (6) 法令に違反したとき
 - (7) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると相手方が判断したとき
 - (8) その他債務の履行が困難であると認めるに足る相当の理由があるとき
2. 甲または乙が前項各号の一にでも該当し、これにより相手方が損害を被ったときは、前項各号の一に該当した当事者は、契約解除の有無に拘らず、相手方が被った損害を賠償しなければならない。

第 12 条（損害賠償）

1. 甲及び乙は、本契約に違反した場合、これにより相手方が被った損害を賠償しなければならない。但し、かかる損害は直接かつ現実に発生した損害に限るものとし、逸失利益、間接損害その他結果的に発生した損害（事業の中断、新たな売上の減少、利益の減少、代替手段の確保のための費用、データの喪失、顧客対応の費用等を含むがこれらに限られない）を含まない。
2. 前項但し書きに定める損害賠償の範囲の制限は、本契約に違反した当事者に故意または重大な過失がある場合には適用されない。
3. 前 2 項の規定は、本契約に基づき甲及び乙が相手方に対して損害賠償責任を負う全ての場合に適用される。

第 13 条（存続効）

本契約が終了した場合といえども、第 6 条、第 10 条、前条、本条、次条ないし第 18 条の効力は存続する。

第 14 条（知的財産権の帰属等）※委託者側に帰属させる場合

1. 本件業務の遂行の過程で新たに得られた発明、考案、意匠、著作物その他成果物に関する特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利その他登録を受ける権利及び特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権は、その発生と同時に、すべて甲に帰属する。
2. 乙は、本契約及び個別契約の遂行の過程で新たに得られた著作物に関する著作者人格権を行使しない。
3. 乙は、本契約及び個別契約における成果が、第三者の権利を侵害していないことを保証する。
4. 乙は、甲に移転すべき知的財産権に係る発明等につき自己の従業員等が権利を有する場合は、本契約の目的を達成するために必要な承継を受けるものとする。

第 15 条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がない限り、本契約若しくは個別契約上の地位を第三者に承継させまたは本契約若しくは個別契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第 16 条（管轄の合意）

本契約に関する紛争については、□□地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条（適用法令に関する確認）

本契約に規定された事項のうち、本契約に基づく甲乙間の取引について適用される法令上禁止され、または無効となるものについては、効力を有さず、甲及び乙は、法令の規定に従い取引を行なうものとする。なお、かかる規定の内容を修正することにより、法令に反しない約定を構成することができる場合には、甲及び乙は、法令上許容される範囲で、かかる規定を法令に従った内容（条件）に修正して存続させるものとする。

第 18 条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、円満に解決する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が 1 部ずつを保有する。本契約を電子契約にて締結する場合には、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和 年 月 日

甲：

乙：